

環境経営レポート

＜令和2年度＞

令和3年5月

一般社団法人土壌環境センター

目 次

はじめに

- 1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日
- 2 環境経営方針
- 3 環境経営目標とその実績・取組結果
- 4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価
及び次年度の取組内容
- 5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果
並びに違反、訴訟等の有無
- 6 会長の全体評価と見直しの結果

はじめに

土壌環境センターは、職員への研修等の諸準備を経て、平成22年10月1日からエコアクション21（以下、「EA21」という。）の認証取得に向けて活動を開始し、平成23年3月31日に認証を取得しました。令和元年度から「エコアクション21ガイドライン2017年版」に基づいてEA21を実施しており、令和2年度は第3期目となる中期計画の最初の年度です。その活動と結果について、このレポートにとりまとめました。

1 組織の概要、対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

一般社団法人土壌環境センター（以下、「センター」という。）は、平成8年4月1日に社団法人として発足し、平成25年4月1日に一般社団法人に移行しました。事務所は1か所で、土壌・地下水汚染に関する情報収集や調査検討等さまざまな事業活動を行っていますが、業務としてはいわゆる一般事務ですので、有害物質の使用はなく、多量の汚染物質を排出することはありません。

(1) 事業所名及び代表者氏名

一般社団法人土壌環境センター
会長 関口 猛

(2) 所在地

東京都千代田区麴町4丁目5番地 KSビル3階

(3) 環境管理責任者及び環境管理事務局長他の氏名

環境管理責任者：専務理事 村川 昌道（令和3年3月31日まで）
副会長 早水 輝好（令和3年4月1日から）
環境管理事務局長：総務部長 長谷 達夫
環境管理事務局長員：総務部 新田 洋子

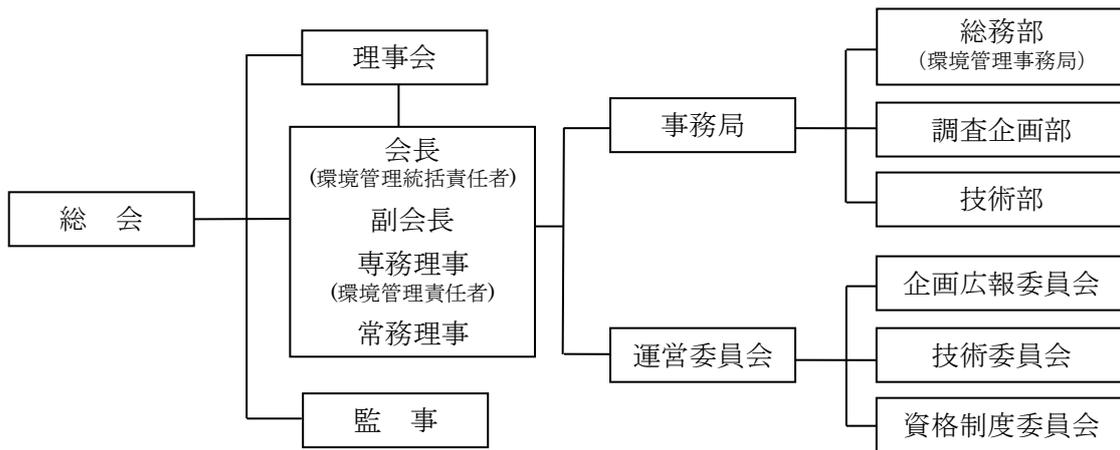
(4) 事業活動の内容

- 1) 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集及び提供
- 2) 土壌・地下水汚染対策に係る技術についての調査検討
- 3) 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー等の開催及び関連図書の発行
- 4) 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度の運営

(5) 事業の規模

総従業員数	11名 (令和3年3月31日)
委員会数等	6委員会 17部会 6WG等委員のべ約320人 (令和3年3月31日)
事務所の床面積	319 m ² (会議室スペースを含む。)
事業活動支出費	257百万円 (令和2年度)

(6) 組織図



〔上記のほか、表示していませんが「委員長連絡会議」があります。また、「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の「主催者会議」等の事務局を務めています。〕

(7) 対象範囲

全組織・全活動（センターが4学会と主催し事務局をしている「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を含みます。）を対象としています。

(8) レポートの対象期間及び発行日

対象期間： 令和2年4月1日～令和3年3月31日

発行日： 令和3年5月11日

2 環境経営方針

■基本理念

一般社団法人土壌環境センターは、土壌・地下水汚染対策について対策技術の向上、知見の充実、知識の普及等を進めることにより、土壌・地下水汚染の回復の推進を図り、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資するという設立目的に則り、環境負荷の低減など持続可能な社会の発展と調和した環境経営の継続的改善に努めます。

■基本方針

- 1 土壌・地下水汚染対策に関する各種情報の収集に努め、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、実態を把握し、調査を行い、取りまとめた上で、当センター会員を含め広く社会に公表するよう努めます。
- 3 土壌・地下水汚染対策に関するセミナー、講習会、研究集会等を開催するほか、関連する図書の発行を行い、広く知識の普及に努めます。また、これらについては、必要に応じ他機関と協力して進めます。
- 4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を運営し、この分野における人材を育成するとともに、適切なフォローアップを行うよう努めます。
- 5 事業活動に伴うエネルギーと資源の使用量の削減に努めます。特に電力、コピー用紙、上水の使用量の削減に努めます。
- 6 廃棄物の発生量の抑制に努め、リサイクルを促進します。
- 7 グリーン購入により環境配慮物品を調達するよう努めます。また、報告書等の作成には再生紙を使用するよう努めます。
- 8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守します。
- 9 環境経営方針等を全職員へ周知します。

令和元年 7 月 29 日

一般社団法人土壌環境センター

会長 関 口 猛

3 環境経営目標とその実績・取組結果

(1) 中期目標とその実績

電力使用量、コピー用紙使用量、文具品のグリーン購入、事務機器のグリーン購入等及び報告書等のグリーン化について、中期目標を次のとおり定めています。

現在の中期目標は第3期中期目標ですが、現在センターが入居しているビルでは正確な上水使用量が測定できないため、第2期中期目標と同様に上水使用量の目標値は定めていません。

項目		平成 21 年度 (基準年)	中期目標／実績				
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
電力使用量	目標		基準年比 26%減 38,119kWh	基準年比 27%減 37,604kWh	基準年比 28%減 37,089kWh	基準年比 29%減 36,574kWh	基準年比 30%減 36,058kWh
	実績	51,512kWh	26,012kWh				
コピー用紙 使用量	目標		基準年比 16%減 2,376kg	基準年比 17%減 2,347kg	基準年比 18%減 2,319kg	基準年比 19%減 2,291kg	基準年比 20%減 2,262kg
	実績	2,828kg	557kg				
文具品のグ リーン購入	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%				
事務用機器 のグリーン 購入等	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%				
報告書等の グリーン化	目標		100%	100%	100%	100%	100%
	実績	ほぼ 100%	100%				

(2) 令和2年度の環境経営目標とその実績

令和2年度の環境経営目標とその実績及び評価は次のとおりです。このうち1から4はセンターの事業であり毎年度内容が変わるため中期目標には含めていません。

環境目標	実績	評価
<p>1 「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」をとりまとめ公表する。</p>	<p>10月28日に環境省記者クラブを通じて令和元年度「土壌汚染状況調査・対策に関する実態調査」を公表した。</p>	<p>○</p>
<p>2 土壌・地下水汚染対策に係る技術について、技術委員会のもとで以下の調査検討を行いとりまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然由来重金属等含有土壌・岩石の適正な利用に関する検討部会 ・物質特性に応じた土壌・地下水汚染の調査・対策方法の検討部会 ・サイト概念モデル及びモニタリングを活用した土壌・地下水汚染の評価・管理手法検討部会 ・ISO/TC190 部会 ・技術実態集計分科会 ・技術標準化分科会 ・土壌・地下水汚染の総合的な対応に関する検討分科会 	<p>令和元年度の調査検討結果を5月に報告書として取りまとめた。引き続き、令和2年度の調査検討を実施した。</p>	<p>○</p>
<p>3 土壌・地下水汚染対策に関する知識の普及を以下のとおり進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナーを開催する。 ・「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」の事務局を務め開催に向けて準備をする。 ・上記のセミナー、研究集会及びその他の知識の普及については、必要に応じ他機関と協力して進める。 ・上記のセミナー及び研究集会については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法に基づくガイドライン解説セミナー」調査編を9月29日に「GEPC Zoom オンラインセミナー」として開催した。 ・「土壌汚染対策法に基づくガイドライン解説セミナー」措置編他を10月1日に「GEPC Zoom オンラインセミナー」として開催した。 ・「土壌汚染対策法に伴う条例の改正等について／大阪府・東京都」を1月28日に「GEPC Zoom オンラインセミナー」として開催した。 ・「第26回地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」を令和 	<p>○</p>

	<p>3年6月24日～25日に開催するため準備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のセミナー及び研究集会の準備については、WEBによる参加申込等の環境配慮の取組を行った。 	
<p>4 土壌・地下水汚染対策に関する資格制度を以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌環境監理士 資格認定試験 ・ 土壌環境保全士 講習・認定試験 ・ 土壌環境リスク管理者 講習・認定試験 ・ 上記の講習・認定試験については環境に配慮しつつ実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第20回土壌環境監理士資格認定試験（筆記試験9月5日、面接試験11月14日）を実施した。 ・ 第39回土壌環境保全士講習会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。 ・ 土壌環境保全士リフレッシュ講習会については、第49回、第50回、第51回及び第52回を対面ではなく自宅学習に変更して実施した。 ・ 第34回土壌環境リスク管理者講習会（3月24・25日）を実施した。また、第12回土壌環境リスク管理者レベルアップ講習会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止した。 ・ 上記の講習・認定試験については、WEBによる参加申込、機材輸送に再利用できるコンテナの使用、配布資料への再生紙の使用、資料梱包用紙のリサイクル、発生ゴミの分別収集の環境配慮の取組を行った。 	<p style="text-align: center;">○ 一部 ×</p>

5 電力使用量及びコピー用紙使用量について、中期目標に定めた令和2年度の目標値に向けそれらの削減に努めるとともに、上水使用量の削減に努める。	電力使用量 目標 38,119kWh	26,012kWh (△32%) センター全体で節電に努めたこと等により、目標値を大幅に下回って達成することができた。	○
	コピー用紙 使用量 目標 2,376kg	557kg (△77%) 職員がコピー用紙使用量の削減に努めたことにより目標値を大幅に下回って達成することができた。	○
6 廃棄物の発生量を抑制するための取組を行う。また、紙類等のリサイクルを促進する	廃棄物の発生量の抑制	千代田区の事業所古紙リサイクル「エコオフィス町内会」と契約し、再生紙、新聞紙、雑誌等の分別収集リサイクルを実施し、1,260kgの廃棄物を減量化した。また、これとは別に文書溶解リサイクル処理により340kgの廃棄物を減量化した。	○
7 購入する文具品及び購入またはリースする事務用機器のうちグリーン対象商品があるものについては、特別の理由がある場合を除き全量グリ	グリーン購入 (文具品) 目標 100%	100% (28件中28件でグリーン購入)	○
	グリーン購入 (事務用機器) 目標 100%	100% (3件中3件でグリーン購入)	○

<p>ーン化する。また、作成する報告書等については、再生紙等グリーンな紙を使用する場合は必ず使用する。</p>	<p>報告書等に再生紙等グリーンな紙を使用 目標 100%</p>	<p>100% (17 件中 17 件で再生紙を使用)</p>	<p>○</p>
<p>8 当センターの事業活動に係る環境関連の法規を遵守する。</p>	<p>事業活動に関連する環境関連の法規を遵守した。(詳細は後述)</p>	<p>○</p>	
<p>9 環境経営方針、環境経営目標及び環境経営計画を職員へ周知する。</p>	<p>説明会を開き職員に説明した。</p>	<p>○</p>	

(3) 環境への負荷量（二酸化炭素発生量）

センターの使用エネルギーのほとんどは電力です。基準年の平成 21 年度及び平成 28 年度以降の直近 5 年間の電力使用による二酸化炭素発生量は次のようになっています。

項目	平成 21 年度 (基準年)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
電力使用量 (kWh)	51,512	25,795	25,846	23,361	23,786	26,012
排出係数 (kg-CO2/kWh)	0.324	0.324	0.324	0.324	0.324	0.324
二酸化炭素量排出量 (kg-CO2)	16,690	8,358	8,374	7,569	7,707	8,428

(注) 排出係数には平成 21 年度の東京電力の調整後排出係数を使用しました。

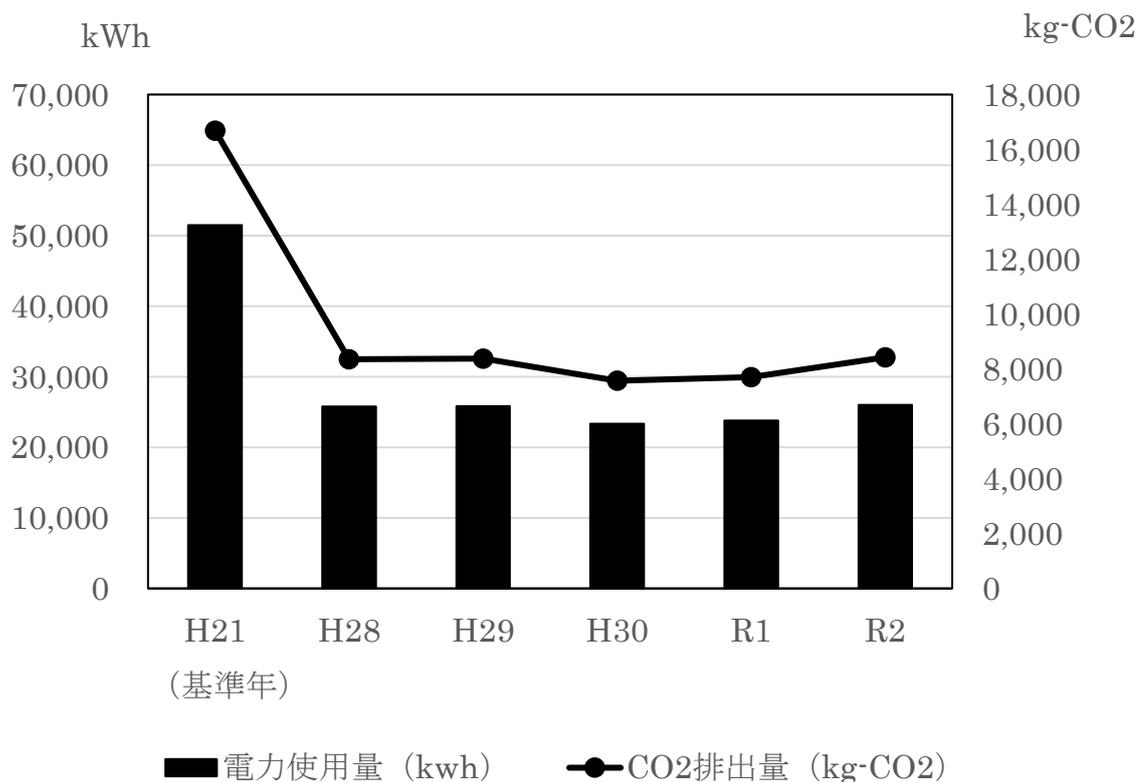


図 1 電力使用量及び二酸化炭素排出量の推移

4 環境経営計画とその実績・取組結果、評価及び次年度の取組内容

(1) 環境経営計画とその実績・取組結果

「ガイドライン 2017 年版 環境への取組の自己チェック表」を用い、各職員に以下の取組を求め、毎月各職員から取組結果の報告を受けてとりまとめました。総合結果で見ると、令和 2 年度は 97.8%（187.8 点／満点 192 点）と令和元年度よりほんの少し高くなりました。

取組項目	具体的な取組	重要度	取組結果	
			令和元年度	令和 2 年度
電力使用量の削減	事務室の照明は、昼休み、残業時など、不必要な時は消灯している	3	○	○
	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなど、照明は普段は消灯し、使用時のみ点灯している	3	○	○
	夜間、休日は、パソコン、プリンターなどの主電源を切っている	3	○	○
	体力に応じ、エレベーターの使用を控え、階段を使用するよう努めている	3	○	○
	空調の適温化（目標：冷房 28 度程度、暖房 20 度程度）に努めている	3	○	○
	使用していない部屋の空調を停止している	3	○	○
	夏季における軽装（クールビズ）、冬季における重ね着（ウォームビズ）など服装の工夫をして、冷暖房の使用を抑えている	3	○	○
	空調を必要な区域や時間に限定して使用している	3	○	○
	パソコン、コピー機などの OA 機器は、省電力設定にしている	3	○	○
	ブラインドやカーテンの利用などにより、熱の出入りを調節している	3	○	○
コピー用紙使用量の削減	コピー機、パソコン、プリンターなどの OA 機器については、エネルギー効率の高い機器を導入している	3	○	○
	会議用資料や事務手続書類の簡素化に取り組んでいる	3	○	○
	打合せや会議の資料などについては、ホワイトボードやプロジェクターの利用により、ペーパーレス化に取り組んでいる	3	○	○

	印刷物を作成する場合は、その部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部が出ないように配慮している	3	○	○
	両面、集約などの機能を活用した印刷及びコピーを徹底している	3	○	○
	使用済み用紙、ポスター、カレンダーなどの裏紙が活用できる紙は可能な限り利用するよう工夫している	3	○	○
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットしている	3	○	○
	社内 LAN、データベースなどの利用による文書の電子化に取り組んでいる	3	△	△
上水使用量の削減	手洗い時、洗い物においては、日常的に節水を励行している	3	○	○
廃棄物の発生量の抑制	分別廃棄の徹底をしている	3	○	○
	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当など）の使用や購入を抑制している	3	○	○
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理などにより、製品などの長期使用を進めている	3	○	○
	コピー機、パソコン、プリンターなどについて、リサイクルしやすい素材を使用した製品を購入している	3	○	○
リサイクルの促進	シュレッダーの使用を機密文書などに限り、シュレッダー処理紙のリサイクルに努めている	3	○	○
	紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池などについて、分別回収ボックスの適正配置などにより、ごみの分別を徹底している	3	○	○
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルートを確立し、リサイクルを図っている	3	○	○
グリーン購入	環境ラベル認定などの製品を優先的に購入している	3	○	○
	コピー用紙、印刷物、パンフレット、名刺などの紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図っている	3	○	○
	省エネルギー基準適合製品を購入している	3	○	○
製品の環境配慮	報告書、販売図書、パンフレットなどの作成に当たり、再生紙を利用している	3	○	○

環境コミュニケーション	ウェブサイト上で環境に関する情報を提供している	2	○	○
	外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている	2	○	○
社会貢献	環境に関する基金・団体を支援している	1	○	○
	環境に関する研究や活動を行っているサークルなどに対する支援、又は協働を行っている	1	○	○
総合結果			○	○
			186.9/192 (97.3%)	187.8/192 (97.8%)

調査・とりまとめ方法

毎月、各職員から、各取組ごとに、既に取り組んでいるときは「2」、さらに取組が必要なときは「1」、取り組んでいないときは「0」と報告してもらい、これを取組ごとに平均して、1.5（達成度 75%）以上のときは○、0.5（達成度 25%）以上のときは△、0.5（達成度 25%）より小さいときは×と表示しています。

また、最下欄の総合結果については、各取組事項の点数に重要度の数値を掛けて合計した総合点数を満点 192 点と比較して表示し、その達成度が 75%以上のときは○、25%以上のときは△と表示しています。

5 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無等

(1) 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

センターに適用されている環境関連法規等について、平成 28 年度における遵守状況の確認結果及び評価の結果は次の表のとおりです。

法令の名称	適用される要求事項	遵守状況の確認	評価
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	物品を購入、借り受ける場合は、できる限り環境物品等を選択するよう努める。	文具品のグリーン対象品の購入率は 100%であった。また、事務用機器のグリーン対象品の購入・リース率も 100%であった。	○
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）	事業活動に関し環境情報の提供に努める。 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供に努める。	EA21 による環境活動レポートは作成後公表した。 期間中作成した報告書等についてはすべて再生紙を使用し該当するマークを表示した。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）	事業活動に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるよう努める。	電力使用量を削減するなど、二酸化炭素の排出抑制に努めた。	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）	製品をなるべく長期に使用し、再生資源等の利用を促進する。国・地方公共団体及び事業者が行う措置に協力する。	千代田区が行うリサイクル活動「ちよだエコ・オフィス町内会」に参加し、紙類のリサイクルに努めた。またパソコン 6 台の分別回収に協力した。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物管理票の写しの送付を受けたときは、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県に提出する。	期間中に廃棄したパソコン以外の電子機器等は無く、したがって産業廃棄物管理票に関する報告書の東京都への提出も無かった。	○
消防法	防火管理者を定め、必要な業務を行なわせる。防火管理者を定めたときは所轄消防署長に届け出る。	防火管理者が自主検査を実施した。	○
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）	事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、	EA21 の活動を通じ、環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、必	○

	知事が行う施策に協力する。 環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、環境への負荷の状況について把握する。	要な管理体制の整備に努め、環境への負荷の状況を把握した。	
千代田区生活環境条例	事業活動等に当たっては、その社会的責任を自覚し、周辺住民等のため自己の施設及びその周辺を清浄にする等、安全で快適なまちの実現に資するため必要な措置を講じるよう努める。 前項の責務について、従業員等その事業活動等に従事する者に周知する。 この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力する。	EA21の活動を通じ、安全で快適なまちの実現に資するよう努めるとともに、責務等について職員に周知を図った。	○

※ 上記のほか、遵守義務はありませんが、センターの業務内容が「環境基本法」（土壌の汚染に係る環境基準）、「土壌汚染対策法」及び「水質汚濁防止法」と関連しています。

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等に対する違反はありませんでした。また、環境に関連した訴訟等もありませんでした。

(3) 外部からの苦情等の受付状況

外部からの苦情等の受付はありませんでした。

6 会長の全体評価と見直しの結果

(1) 会長の全体評価

令和2年度は第3期中期計画の初年度でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためセンターの事業も大きな影響を受けました。その中であってオンライン会議システムの導入等を適切に行い、一部の事業を中止せざるを得なかったものの、ほぼすべての事業を計画どおり実施できたことは事務局の職員及び委員会関係者が努力した結果だと思えます。環境目標別にみると、今年度は、「電力使用量」、「コピー用紙使用量」については目標を達成することができました。また、また、文具品、事務用機器のグリーン化及び報告書等のグリーン化についても、いずれも100%実施を達成することができました。冒頭述べたように一部の事業については中止せざるを得ませんでした。その他の目標についてはすべて達成することができました。令和3年度も新型コロナウイルス対策を適切に講じつつ事業を進めてください。また、「文書の電子化」については、完全実施が困難な中、できることから取り組むという姿勢を継続して実現できていると思えます。今後ともこの姿勢を継続して下さい。

(2) 見直しの結果

- ・ 「課題とチャンス」、「環境経営方針」及び「実施体制」については、特段の問題を生じていないので、「課題とチャンス」及び「環境経営方針」については引き続き継続していくこととします。また、「実施体制」についても基本的には現在の体制を維持していくこととします。
- ・ 中期目標については、令和2年度の目標値に対し、電力使用量が△32%、コピー用紙使用量が△77%、といずれも達成しました。また、文具品及び事務用機器のグリーン化及び報告書等のグリーン化については、いずれも100%を実施を達成しました。中期目標については、令和3年度は、第3期中期計画の2年目となり、基準年に比べて、電力使用量は27%減、コピー用紙使用量は17%減を目標とします。また、文具品、事務機、報告書のグリーン化については引き続き達成度100%を目指します。
- ・ 令和2年度の環境経営目標については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため資格制度の一部の事業について中止せざるを得ませんでした。その他の事業については目標どおり実施しました。また、昨年度3月に予定しており新型コロナウイルスの感染拡大防止のため延期していた「リフレッシュ講習会」については、今年度実施しました。
- ・ 令和2年8月4日に受けたエコアクション21の更新審査において、審査員から環境経営レポートの排出係数は基準年度（平成21年度）の排出係数に統一するよう指導を受けたことについては、今回作成した令和2年度の環境経営レポートから排出係数を基準年度（平成21年度）の排出係数に統一することとしました。
- ・ 令和2年8月4日に受けたエコアクション21の更新審査において、審査員からパ

ソコンの処分については廃掃法ではなくリサイクル法の対象なのでそのように記述するよう指導を受けたことについては、「環境関連法規などの遵守状況の結果」においてそのように記述するとともに、今年度処分した 6 台のパソコンについてはリサイクル法に基づいて適正に処分しました。

- 取組のうち、その結果が不十分であった「文書の電子化」については、できるところから取り組むという姿勢を継続していきます。
- 引き続き、環境関連法規の遵守に努めます。
- 引き続き、環境経営方針等の職員への周知に努めます。